

○越前町教育委員会が所管する施設における公衆無線LAN利用規程

(目的)

第1条 この訓令は、町民及び越前町教育委員会が所管する施設利用者（以下「利用者」という。）の利便性の向上と災害時における通信環境の確保を図るため、越前町（以下「管理者」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(無線LANによるサービスの内容)

第2条 無線LANによって、次の各号に掲げる機能を提供する。

(1) インターネット接続に関する機能

(2) その他管理者が必要と認める機能

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用できる施設及び時間は別表のとおりとする。ただし、災害発生時又はイベント開催時などにおいて、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(無線LAN利用のための準備)

第4条 無線LANの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 無線LAN接続可能機器

(2) 前号の機器に供給する電源

(無線LANの利用)

第5条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、個人とし、法人による組織的な利用は認めない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

3 無線LANを利用ための申請は不要とする。ただし、本訓令に同意しなければ利用することができない。

- 4 無線LANの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由の如何にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 管理者又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 管理者又は第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 管理者又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれがある行為
- (4) 管理者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれがある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) 音声又は著しく大きな端末の操作音の発生による第三者への迷惑行為
- (12) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は管理者が不適切であると判断する行為

- 2 前項に該当する利用者の行為によって管理者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、自然災害、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他管理者が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

- 2 無線LANの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、管理者は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 管理者は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等について、一切保証をしないものとする。

- 2 無線LANのサービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の無線LAN接続可能機器のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、管理者は一切責任を負わないものとする。
- 3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LANの接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、管理者は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、管理者は一切責任を負わないものとする。

5 管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの記録し、特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本訓令の変更)

第9条 管理者は、利用者の承諾を得ることなく、この訓令を変更することができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	施設名	利用時間	利用日
1	越前町生涯学習センター	越前町生涯学習センター条例施行規則（平成17年越前町教育委員会規則第14号）第3条第1項に規定する利用時間	越前町生涯学習センター条例施行規則第4条第1項に規定する休館日以外の日
2	越前町生涯学習センター系生分館	越前町生涯学習センター条例施行規則第3条第2項に規定する利用時間	越前町生涯学習センター条例施行規則第4条第2項に規定する休所日以外の日
3	越前町朝日多目的ホール	越前町朝日多目的ホール条例施行規則第2条に規定する利用時間	越前町朝日多目的ホール条例施行規則第3条に規定する休館日以外の日
4	越前町立図書館	越前町図書館条例施行規則（平成17年越前町教育委員会規則第15号）第6条に規定する開館時間	越前町図書館条例施行規則第7条に規定する休館日以外の日
5	越前町立図書館宮崎分館		
6	越前町立図書館越前分館		
7			

8	越前町立図書館織田分館		
9	越前町織田文化歴史館	越前町織田文化歴史館条例施行規則（平成17年越前町教育委員会規則第17号）第3条に規定する開館時間	越前町織田文化歴史館条例施行規則第4条に規定する休館日以外の日

備考 電波伝搬の状況により、この表に掲げる利用場所であっても利用できない場合がある。